

基本方針1 交通安全意識の啓発

市内の安全な交通環境を実現するためには、市民一人ひとりの交通安全に対する意識を高め、安全な行動・運転を心がけてもらうことが重要です。そのため、小学校・中学校において、交通安全教室を実施し、子どもの頃から交通安全に対する意識を高めることのほか、大人に対しても交通安全について、考える機会と場所を提供することが必要です。

これを実現するため、交通安全意識の啓発に取り組んでいきます。

【具体的施策】

1 交通安全教室

① 交通安全教室（歩行訓練）・自転車安全運転教室

市立小学校では、道路を安全に歩行するための訓練及び自転車安全運転教室を実施し、児童の交通安全意識の啓発を図っていきます。これを通じて、児童が交通ルール・マナーを身につけることができるよう、努めていきます。自転車安全教室の受講後には、「国立市自転車安全運転講習受講証」及び「自転車運転ルールブック」を配布し、児童が交通安全教室で学習した内容を振り返ることができるようになっています。

また、イベント（LINKくにたち等）を活用し、主に小学生と保護者を対象として、親子で学べる自転車シミュレータ教室も実施しており、今後も同様の取り組みを実施していきます。

このほか、今後、高齢者向けや保育園・幼稚園の園児の保護者向けの交通安全教室の実施回数を増加させることを目指します。

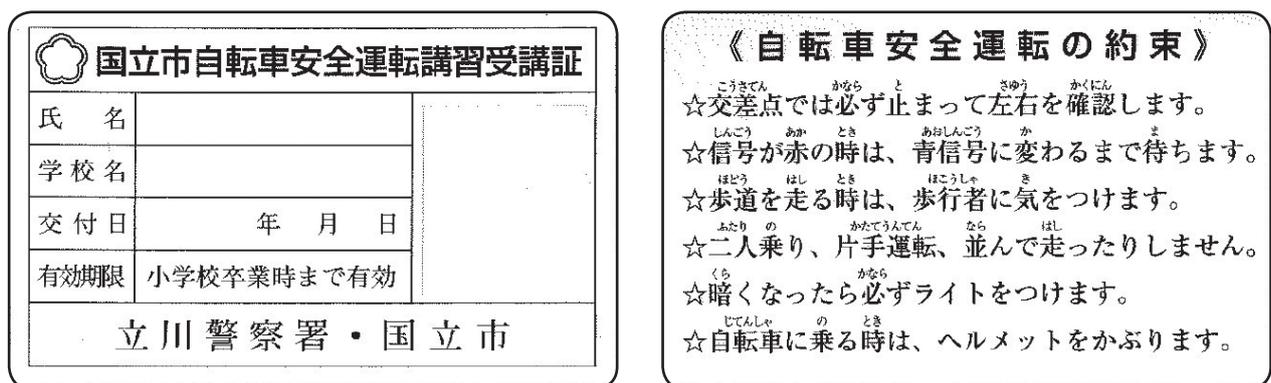


図 14 国立市自転車安全運転講習受講証

(国立市、国立市教育委員会、立川警察署、立川国立地区交通安全協会)

② スケアード・ストレイト方式による交通安全教室

市立中学校や秋の市民まつり等の多くの人がある場において、市がスケアード・ストレイト方式による交通安全教室を実施し、スタントマンによる交通事故の再現を行うことで、自転車利用時のルール・マナーのほか、自動車の内輪差の危険等について、学ぶ機会を多くの市民に提供し、交通安全意識の啓発を図っていきます。

また、高齢者特有の危険に関する再現も取入れています。



図 15 自転車シミュレータ教室(左)、スケアード・ストレイト方式による交通安全教室(右)

(国立市、立川警察署)

2 交通安全運動

市内においては、立川国立地区交通安全協会国立北支部・南支部が全国交通安全運動（春・秋）等において、交通事故防止や自転車安全利用等の呼び掛けを行っています。市としても交通安全意識の普及に向け、立川国立地区交通安全協会両支部の支援を継続していきます。

(国立市、立川警察署、立川国立地区交通安全協会)

3 運転免許自主返納及び運転経歴証明制度の普及

高齢者の中には、運転能力の低下や家族からのアドバイスにより、運転免許証を自主返納する方もいます。返納した方は、運転免許経歴証明書の交付を受けることが可能です。市は、立川警察署と協力して、運転免許経歴証明書制度に関する広報活動に努めていきます。

(国立市、立川警察署)

4 交通安全指導

自転車利用者が信号無視や一時不停止等の違反行為を行い、交通事故が発生することを防止することを目的として、事故が多い交差点等に指導員を配置し、交通ルールに違反した自転車利用者に指導を行う制度の制定に向けた検討を行います。

また、交通事故防止の街頭活動等を行っている立川国立地区交通安全協会国立北支部・南支部の協会員が、交通安全教育に関する基礎的理論及びその実践的手法に係る知識・技能の習得ができるよう、協会の内部研修等への参加を促していきます。

(国立市・立川国立地区交通安全協会)

5 自転車用ヘルメット着用促進

ヘルメットは、自転車利用者の生命・身体を守る上で、重要な装備品となることから、市報、ホームページ、チラシ等を活用して、啓発活動を行っていきます。

(国立市)

6 しょうがいしゃの交通安全

しょうがいしゃが交通事故の被害者となることがないように、関係機関と連携の上、しょうがいしゃの安全な通行方法等に関する情報提供を行うことに向けた検討を行います。

(国立市)

7 外国人の交通安全

外国人に対して、交通ルール等の周知を行うことは、外国人の交通安全意識を高めるために重要です。そのため、関係機関と連携の上、交通ルール等に関する情報提供を行うことに向けた検討を行います。

(国立市)

8 広報

交通事故件数・死傷者数を減らしていく上では、市民一人ひとりが交通安全について考える機会を提供することが重要です。

交通事故の無い安全で快適な社会の構築に向け、市報、ホームページでのお知らせや、チラシ、ポスターなどを活用した交通安全の啓発を実施します。また、近年、自転車事故による高額賠償請求例が発生していること及び令和2(2020)年春に東京都が都民に損害賠償保険の加入を義務付けることを考慮し、自転車利用者に自転車保険等への加入の重要性を周知していきます。

(国立市)

基本方針 2 道路・交通環境の整備

市民が安心して外出できる道路・交通環境を整備することは重要です。幹線的な道路においては、自転車専用通行帯（自転車レーン）や自転車道を設置し、自転車が安心して走行できる空間を整備するとともに、事故の危険がある西第1号線などの生活道路等においてはドライバー・自転車利用者・歩行者など様々な視点からの対策が必要です。

また、公共交通（コミュニティバス・ワゴン、路線バス、タクシー、福祉有償運送等）を充実させ、誰もが安全に移動することができる使いやすい公共交通を整えていきます。

【具体的施策】

1 道路の整備・改良

① 歩道等の整備

歩行者の視点に立って道路交通の安全性の向上を図るため、道路の段差解消、歩行者と自転車の通行空間の分離、透水性に優れた舗装の導入等により、高齢者やしょうがいしゃを含む誰もが安心して安全に通行できる道路とすることを目指し、ユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化を推進します。



図 16 歩道と車道の段差解消

(国立市)

② 横断歩道・信号機

視覚しょうがいしゃや高齢者が、横断歩道を安全に通行する上では、横断歩行の手がかりとする突起体の列を設置した、いわゆるエスコートゾーン（図 17）の設置が有効です。

また、しょうがいしゃや高齢者が、横断歩道を安全に通行する上では、信号機の横断時間の調整や音響式信号（図 18）、歩車分離信号の設置も有効なので、これらの施策について、検討を進めていきます。



図 17 エスコートゾーン



図 18 音響用式信号

（立川警察署）

③ 隅切り

交差点においては、図 19 のように隅切りを設置することで見通しが改善され、交差点の安全性が向上します。特に、東・中・西地域や甲州街道に接続する生活道路は、隅切りの未整備箇所が多いため、具体的な整備の手法について検討します。また、隅切り用地の確保のほか、ブロック塀を低い植込みにすることで、ドライバーの視界を広げる住宅地等安全緑地についての検討も進めていきます。

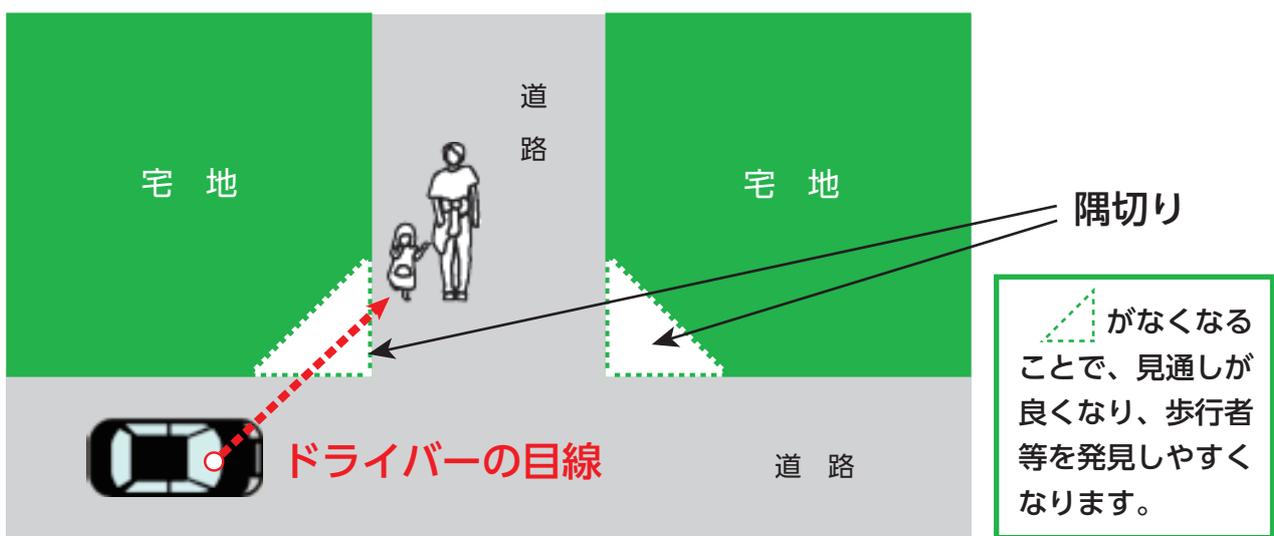


図 19 隅切り

（国立市）

④ 自転車走行空間

自転車に関係する事故の減少のためには、自転車走行空間を明確にすることが有効です。大学通りでは、自転車専用通行帯（自転車レーン）を設置しているほか、さくら通りにおいても車道を4車線から2車線に車線減少することで、自転車道を新たに設け、「人にやさしい道」への改修を行っています。自転車の交通量が多い車道においては、自転車安全利用促進計画を基に自転車のピクトグラムやナビマークを設置し、自転車通行空間であることをわかりやすく示していきます。

また、大学通りの自転車走行空間について、関係機関との協議を行い、再整備を進めてまいります。



図 20 自転車のナビマーク

(国立市、立川警察署、相武国道事務所、北多摩北部建設事務所)

⑤ ハンプ、狭さく、ライジングボラード等

生活道路の中で制限速度を超過して走行する車両が多い区間においては、ハンプ、狭さく（イメージ狭さくは東第2篠線の一部（三小通り）に設置済み）等によりスピード超過の抑制に努めます。

また、スクールゾーンの規制時間帯に規制対象となる道路に侵入する車両が多い区間においては、車両を侵入させないために、ライジングボラード等の設置の検討を行い、安全な交通環境の実現に努めていきます。

なお、設置前後の交通状況に関する調査を実施し、効果検証を行います。



図 21 三小通りのイメージ狭さく

(国立市、立川警察署)

⑥ 道路照明

道路照明は、夜間における道路の見通しを良くするための重要な交通安全施設です。国、都、市は、道路管理者として、道路照明の設置・管理を適切に行っていきます。

市道に設置されている約 5,000 基の道路照明の大半は、水銀灯を使用していましたが、環境にやさしく、安全安心なまちづくりの一環として街路灯省電力化事業を実施しています。

この街路灯省電力化事業は、平成 27（2015）年度から令和 2（2020）年度にかけての 6 か年事業としており、交通量や交通事故の発生頻度、通学路の有無等の諸事情を総合的に考慮し、優先度をつけた上で路線ごとに実施しています。なお、平成 30（2018）年度末時点で約 80%完了しています。



図 22 LED 街路灯整備イメージ

（国立市、相武国道事務所、北多摩北部建設事務所）

2 看板・横断旗の設置

交通事故発生危険がある場所や通学路・スクールゾーン、行き止まり、迷惑駐車などがある道路に注意喚起の看板（ステッカーを含む）等を設置するほか、信号機がない横断歩道には必要に応じて、横断旗を設置し、市民とともに横断旗を管理することで、児童が安全に横断できる環境を整えていきます。



図 23 市内に設置されている横断旗入

（国立市）

3 公共交通の利用促進（コミュニティバス・ワゴン、路線バス等）

高齢者やしょうがいしゃにとって、移動が外出の阻害要因となることのないよう、コミュニティバス（くにっこ）及びコミュニティワゴン（あおやぎっこ）等の公共交通の充実を図るとともに、利用促進のための広報活動をさらに充実させていきます。

また、コミュニティワゴンについては本格運行に合わせて愛称の決定や車両ラッピングなどを行うことで地域への定着を推進しています。

なお、公共交通を担う事業者は、事故防止に向けた社内研修を行う等、従業員に対する交通安全教育の推進に努めます。



図 24 コミュニティバス「くにっこ」（左）、コミュニティワゴン「あおやぎっこ」（右）

（国立市、バス・タクシー事業者）

4 コミュニティサイクル

地球環境問題への対応や健康増進指向等から自転車利用に対するニーズが高まっています。コミュニティサイクルは、東西 2.3km、南北 3.7kmとコンパクトなまちである国立市にとって、便利な交通手段となることのほか、放置自転車の抑制にも資すると考えられることから、利用促進のための支援を行っていきます。

（国立市）

5 鉄道踏切

市内の南武線踏切は 17ヶ所もあり、公共交通の利便性や防災面のほかに、通学する児童や徒歩で外出する高齢者にとっても大きな課題となっています。

J R 南武線と道路の立体交差化等により、踏切事故や踏切遮断による交通渋滞を解消し、より安全で快適な交通環境の整備を図ります。

（国立市、東京都建設局、東日本旅客鉄道株式会社）

6 駅施設

高齢者、しょうがいしゃ等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点字ブロック等による転落防止設備の整備等によるバリアフリー化を促進します。

（東日本旅客鉄道株式会社）

基本方針3 交通秩序の維持・向上

円滑な交通の流れを確保し、事故を防止するためには、地域の実情や交通量等を勘案した上で、規制違反者の取締り、交通規制の新設等を進めることが重要です。また、路上駐車や放置自転車等は、まちの景観を損ねることや渋滞の原因となることだけでなく、事故の発生につながる危険があります。

なお、交通規制や規制違反者の取締りは、立川警察署の管轄となりますが、市も行政の立場で可能なことを協力し、交通秩序の維持・向上に努めていきます。

【具体的施策】

1 取締り

速度超過、一時不停止、路上駐車等の取締りを行い、安全な交通環境を構築していきます。規制に違反する車両は、交通事故や渋滞の原因となり、市民の脅威となります。違反車両を撲滅し、安全な交通環境の実現を目指します。

(立川警察署)

2 放置自転車の抑制

道路上の放置自転車は、まちの景観を損なうだけでなく、歩行者（特に、高齢者・しょうがいしゃ）にとって危険な障害物となり、事故につながる危険があることから、放置自転車は、警告票を貼り付けた後、随時、撤去することで事故発生要因の減少を図ります。

(国立市、立川警察署)

3 自転車駐車場の整備

市内の駅周辺（国立駅・谷保駅・矢川駅）には、市営の自転車駐車場を整備し、市民の利便性向上に努めていますが、国立駅東側においては、自転車駐車場の確保が困難なことから、民間の事業者と連携の上、施設整備を検討していきます。

また、放置自転車の抑制に向け、自転車駐車場の利用を促すよう、周知を行うとともに、原動機付自転車、自動二輪車についても、駐車場の利用を促すことで、路上駐車の抑制を図ります。

(国立市)

表 19 駅周辺の自転車駐車場

No.	駐車場名	自転車収容台数			原付・自動二輪収容台数		
		一時利用	定期利用	合計	一時利用	定期利用	合計
1	国立駅南第 1	786	1,819	2,605	-	-	-
2	国立駅南第 2	-	927	927	58	-	58
3	国立駅南第 3	252	-	252	-	-	-
4	中央線高架下	2,007			-	-	-
5	谷保駅北第 1	200			-	-	-
6	谷保駅北第 2	-	370	370	-	40	40
7	谷保駅北第 3	78	-	78	-	-	-
8	谷保駅北第 4	-	180	180	-	-	-
9	谷保駅北第 5	108	-	108	-	-	-
10	谷保駅北第 6	127	-	127	-	-	-
11	谷保駅南	190			-	-	-
12	矢川駅北第 1	-	350	350	-	-	-
13	矢川駅北第 2	120	240	360	20	20	40
14	矢川駅北第 3	92	350	442	-	-	-



自転車駐車場の位置は、地図の大きさの関係で、実際の位置と若干のずれがあります。

(国立市)

4 ゾーン30の設置

生活道路における抜け道対策を目的として、区域内の車両の最高速度を時速30kmとする交通規制であるゾーン30が青柳大通りの西側（青柳3丁目）に設置されています。学校・駅周辺等で子どもや高齢者を含む歩行者が多い一定の区域においては、ゾーン30の設置について、交通事情や住民からの要望を踏まえ、立川警察署と協議していきます。

（国立市、立川警察署）



図 25 市内のゾーン30

5 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、自ら酒を飲み、車両を運転する故意犯であり、極めて悪質です。事故につながる危険性が高いため、飲酒運転の根絶は重大な課題です。

飲酒運転の根絶に向けて、市報・ホームページ等を活用して、啓発を行っていきます。

また、「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」（主催：東京都）等の各種キャンペーンも活用・周知を行い、飲酒運転を根絶していきます。

（国立市、立川警察署、立川国立地区交通安全協会）

6 スクールゾーンを活用した児童の安全確保

児童の通学時の事故防止策として、スクールゾーンの設置は、有効な対策です。教育委員会は、道路事情を踏まえ、学校及び保護者、立川警察署等と連携の上、スクールゾーン設置の必要性について検討していきます。

また、車両侵入禁止時間帯に進入する違反車両については、市、学校、地域住民等と連携して取り組みを行うとともに、立川警察署に取締りを依頼し、スクールゾーンの安全確保に努めていきます。

（国立市、国立市教育委員会、立川警察署）

基本方針4 点検・救助救急体制

定期的に点検を行い、事故発生の防止のための対策を検討します。また、事故発生に備え、救助救急体制を整えることも必要となります。

【具体的施策】

1 通学路点検

通学途中の児童が被害者となる交通事故が全国で発生しています。

そこで、通学路の安全確保のため、国立市、国立市教育委員会、立川警察署、学校関係者等により通学路点検を毎年度、実施しています。点検で発見された交通事故発生の危険がある箇所については、交通事情を考慮し、対策を進めていきます。

(国立市、国立市教育委員会、立川警察署)

2 重傷事故発生道路の点検

重傷事故発生道路については、事故の再発防止に努めるため、重点的に点検を行っていきます。市は、同様の事故を防止するため、注意喚起の看板・ステッカーの設置を検討するほか、交通規制についても立川警察署と検討・協議を行っていきます。

(国立市、立川警察署)

3 救助救急体制

都市基盤整備の進展や市民生活の多様化、高齢化等に起因すると思われる交通事故形態の変化により、救助救急活動もより高度な対応が求められています。負傷者を安全、確実、迅速に救護するため、救助救急体制の充実を促進していきます。

(立川消防署)

基本方針・具体的施策と重点課題の対応表

基本方針・具体的施策を推進することで、特に効果が期待できる重点課題の項目に○を付しています。

基本方針	具体的施策	重点課題			
		子どもの交通安全の確保	高齢者の交通安全の確保	歩行者の交通安全の確保	自転車の安全利用の推進
1 交通安全意識の啓発	1 交通安全教室	○	○	○	○
	2 交通安全運動	○	○	○	○
	3 運転免許自主返納等		○		
	4 交通安全指導	○	○	○	○
	5 自転車用ヘルメット				○
	6 しょうがいしゃの交通安全			○	
	7 外国人の交通安全	○	○	○	○
	8 広報	○	○	○	○
2 道路・交通環境の整備	1 道路の整備・改良	○	○	○	○
	2 看板・横断旗の設置	○	○	○	○
	3 公共交通の利用促進		○		
	4 コミュニティサイクル				○
	5 鉄道踏切	○	○	○	○
	6 駅施設	○	○	○	
3 交通秩序の維持・向上	1 取締り				○
	2 放置自転車の抑制				○
	3 自転車駐車場の整備				○
	4 ゾーン30の設置	○	○	○	○
	5 飲酒運転の根絶	○	○	○	○
	6 スクールゾーンの活用	○			
4 点検・救急体制	1 通学路点検	○			
	2 重傷事故発生道路の点検	○	○	○	○
	3 救助救急体制	○	○	○	○